

## お客さまとの取引時確認について

平成28年10月1日からマネーロンダリング及びテロ資金供与の防止を強化する目的で「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）が改正・施行され、平成30年2月6日には「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策」に関するガイドラインが公表されました。当金庫ではこれら法令等に適正に対応するための取り組みを行っております。

当金庫では、口座開設等に際して、従来の本人確認（氏名、住所および生年月日）に加えて、取引の目的、職業や事業内容等について確認（取引時確認）させていただいております。

### ■取引時確認が必要な主なお取引 一下記以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。一

- ・口座開設、貸金庫、保護預りの取引開始
- ・10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受取り
- ・200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払いを行う大口現金取引
- ・融資取引等

### ■ご確認させていただく事項

	確認事項	主な確認書類
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	○運転免許証 ○健康保険証 ○各種年金手帳 ○パスポート ○個人番号カード等（いずれも原本） ※顔写真付きの確認書類でない場合は、その他の確認書類と併せてご提示いただきます。
	職業・取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
	（ご本人以外の者が来店される場合） 来店された方の氏名・住所・生年月日等	○運転免許証 ○健康保険証 ○各種年金手帳 ○パスポート ○個人番号カード等（いずれも原本） ※上記に加え、住民票等によりご本人とご関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
法人のお客さま	名称、本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑証明書 等（いずれも原本）
	来店された方の住所・氏名・生年月日等	○運転免許証 ○健康保険証 ○各種年金手帳 ○パスポート ○個人番号カード等（いずれも原本） ※上記に加え、委任状等により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	事業内容	「定款」や「登記事項証明書」等により確認させていただきます。
	議決権保有率25%超の方の有無、その方の氏名・住所・生年月日（実質的支配者の確認）	お客さまの申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率25%超の方が法人の場合、その法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率25%超の方がいる場合、その方についてだけ確認させていただきます。

### ■外国PEPsのご確認について

上記のご確認に加えて、個人のお客さまご本人、または法人のお客さまの実質的支配者である個人の方が、「犯罪収益移転防止法」における「外国の政府等において重要な地位を占める方」、「過去にその地位にあった方」または「その家族」（外国PEPs（※））に該当するかをお客さまからのご申告によりご確認させていただきます。

（※）外国PEPs（ペプス）：国家元首やその親族など、外国の重要な公的地位を有するもの(Politically Exposed Persons)の略称です。

### ■OECD CRS および FATCAに基づくお取引時の確認について

【OECD CRSに基づくご確認】 外国居住者による国外金融口座を利用した租税回避を防ぐことを目的として、2016年1月よりOECD（※1）加盟国および賛同国（55カ国）により共通報告基準（CRS）（※2）に基づく報告制度が開始された後、日本においてもこれを受け2017年1月1日よりCRSに基づく確認手続きが導入・開始されました。一定のお取引時には日本国内において非居住者（法人）等の条件に該当されるか否か、また該当される場合にはその居住国等をご確認させていただいております。

【FATCAに基づくご確認】 上記に先立ち、米国において米国人による米国外の金融口座を利用した租税回避を防ぐため、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA（※3））及びFATCAに関する日本と米国との取り決めにより、2014年7月1日よりこれに基づく確認が開始されており、一定のお取引時にはお客様が米国税法上の納税義務者等に該当されるか否かを併せてご確認させていただいております。

ご確認させていただいた結果、上記各制度に該当される場合や一定の報告が必要な対象となる場合には、開設いただいた口座に関する情報等を各機関に対して報告させていただくこととなりますのでご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

#### 1. お客さまへのご確認が必要となる場合

- ①預金口座の開設や貯蓄性保険、投資信託のご契約時等
- ②届出事項の変更等によりお客様が各報告義務の対象に該当される可能性が生じたとき
- ③その他

#### 2. お客さまへのご確認方法

当金庫所定の申告書に必要事項をご記入いただき、各報告基準に該当されるか否か等について、お客さまのご申告によりご確認させていただきます。なお、一部のお客さまについては、申告書の記入を省略させていただくことがあります。

#### 3. 各報告基準に該当される場合

ご確認の結果、お客さまが各報告基準に該当される場合には、納税者番号をご申告いただき、お客様の口座に関する情報等を当金庫から各機関へ報告させていただくことについてご同意いただくこととなります。なお、ご同意いただけない場合には、お取引をお断わりさせていただくことがあります。

（※1）OECD：経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development）の略称です（2017.1.1現在、加盟国および賛同国101カ国）。

（※2）CRS：共通報告基準（Common Reporting Standards）の略称です。

（※3）FATCA（ファトカ）：外国の税法である外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）の略称です。